

食鳥処理事業の承継届出に基づく許可証の書換え交付  
(認定小規模食鳥処理業者に限る。) 審査基準

【事務の根拠】

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（以下「法」という。）第七条第二項  
前項の規定により食鳥処理業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書  
面を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

東京都衛生局生活環境部長通知

「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に係る事務処理について」  
(平成3年11月25日付3衛生獣第333号)より抜粋

認定小規模食鳥処理業者の承継届は、各保健所において書類審査のうえ受理し、食鳥処  
理事業許可証の変更許可等の履歴欄に必要事項を記入し、押印し、返却すること。

【届出様式】

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則第六条

法第七条第二項の規定による届出は、食鳥処理の事業の承継届（別記第六号様式）によ  
るものとする。

【変更許可等の履歴を記入・押印する食鳥処理事業許可証の様式】

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則第三条

知事は、法第三条の規定により許可をしたときは、食鳥処理事業許可証(別記第二号様  
式)を交付する。

参考条項

法第三条

食鳥処理の事業を営もうとする者は、食鳥処理場ごとに、当該食鳥処理場の所在地を  
管轄する都道府県知事(その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合に  
あっては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長。以下同じ。)の許可を受け  
なければならない。

法第七条第一項

食鳥処理業者について相続、合併又は分割（当該食鳥処理の事業を承継させるものに限

る。)があったときは、相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該食鳥処理の事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該事業を承継した法人は、食鳥処理業者の地位を承継する。

年 月 日

殿

届出者 住 所  
氏 名

(法人の場合は、その所在地、名称及び代表者氏名)

食鳥処理の事業の承継届

相続  
食鳥処理業者の地位を合併により承継したので、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査  
分割

に関する法律第7条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 食鳥処理場の名称
- 2 食鳥処理場の所在地
- 3 新事業者氏名
- 4 旧事業者氏名
- 5 地位を承継した年月日

添付書類

- (1) 地位を承継した事実を証する書面
- (2) 当該食鳥処理場に係る食鳥処理事業許可証
- (3) 届出者(法人の場合は、その業務を行う役員を含む。)が法第5条第1項各号に該当しない旨を記載した書類

(日本産業規格A列4番)

(表)

第 号
食 鳥 処 理 事 業 許 可 証
住 所 氏 名
年 月 日付けで申請のあった食鳥処理の事業については、食鳥処理の事業の 規制及び食鳥検査に関する法律第3条の規定により、下記のとおり許可します。
年 月 日
印
記
1 食鳥処理場の名称
2 食鳥処理場の所在地
3 処理する食鳥の種類
4 許可の条件

(日本産業規格A列4番)

備考 行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づく教示の文の標準を定める規則(平成16年東京都規則第345号)別記第1に準じた教示の文を付すこと。

(裏)

変更許可等の履歴

変更許可等年月日・番号	変 更 事 項